

## 白杵市のキャラクター等の使用に関する規程

制定 令和2年3月12日

最終改正 令和4年3月8日 白観第0308002号

### (目的)

第1条 この規程は、白杵市のキャラクター等の使用（以下「キャラクター等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (キャラクター等に関する権利)

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、白杵市（以下「市」という。）に属する。

### (使用方法)

第3条 キャラクター等は、市が別に定めるキャラクター毎のデザイン利用マニュアルに従って使用しなければならない。

### (利用の申請)

第4条 キャラクター等を利用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合、市及び一般社団法人白杵市観光協会が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ市の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクター等の使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 申請に必要なキャラクター等は別紙に定める。

### (使用の許可)

第5条 市は、前条第2項の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が白杵市の特産品の推進やPRに寄与すると認めるときは、使用許可書（様式第2号）をもって使用の許可（以下「使用許可」という。）をすることができる。

この場合において、市長は必要があると認める場合には、キャラクター等の使用方法その他について、条件を付することができる。

2 使用を許可しない場合は、使用不許諾通知書（様式第3号）をもって、通知する。

3 第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がキャラクター等のデザイン等を改変して使用する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザイン等を改変する場合は、あらかじめ市と協議を行うこと。
- (2) 完成したデザイン等は、市の求めに応じて画像データを市に提出すること。

ただし、市においてデザイン等を確認し、改変されたデザイン等がキャラクター等のイ

メージを損なう恐れがあると判断した場合には、改変を許諾しないものとする。

- 4 前項の規定により使用者がデザイン等を改変したキャラクター等を第三者に使用させようとするときは、市の同意を得なければならない。

(使用許可の制限)

第6条 キャラクター等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 暴力団（大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。この号において同じ。）又は暴力団に関与する者が利用する場合。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第1号に規定する料理店の一部、同条第1項第2号に規定する喫茶店、バーの一部及び同条第5号に規定する営業を行う者を除く。）に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (7) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者が利用する場合
- (8) キャラクター等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (9) キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (10) 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められない場合
- (11) キャラクター等の著しい変形その他キャラクター等の使用が適当でないと認められる場合
- (12) その他市長が別に定める要件に該当しない場合

(使用料)

第7条 キャラクター等の使用料については、無料とする。

(地位の承継)

第8条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許可に基づく地位を承継することができる。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 各キャラクターのデザイン利用マニュアルに従い、キャラクター等を使用すること。
- (2) 許可された使用内容のみに使用をすること。
- (3) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、

写真等を提出すること。

(4) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(5) キャラクターを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際しては、◎○○○○■●●●●  
(○○○○はキャラクター名を記載、■●●●●には、市長が「白杵市のキャラクター等使用許可書」で個別に指定する番号を記載する。)を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(許可内容の変更等)

第10条 使用者が使用許可の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書(様式第4号)を市に提出し、許可を受けなければならない。

(許可の取消し等)

第11条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可(前条の追加又は変更の許可があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、取消通知書(様式第5号)をもって通知する。

また、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許可が取り消された場合、使用を取り消された日から使用することはできないものとする。

(1) 使用者がこの規程に違反した場合

(2) 使用者が第5条の使用許可に付した条件に違反した場合

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他キャラクター等の使用継続が不相当であると認められた場合

2 市は、前項の規定による使用許可の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 市は、使用者にキャラクター等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第12条 この規程による使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクター等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 市は、この規程による使用許可の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 市は、キャラクター等の使用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、キャラクター等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、キャラクター等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第15条 市は、キャラクター等の使用許可の状況等について、広く使用促進を図る観点から、キャラクター等の使用許可の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、白杵市産業観光課が行う。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関し必要な事項は、市が別に定める。

《別紙》申請に必要なキャラクター等

番号	U-1	名称	ほっとさん	番号	U-2	名称	う♥ロゴ
別表							
番号	U-3	名称	フグビー	番号	U-4	名称	
 <p style="text-align: center;">F-1                  F-2</p> <p style="text-align: center;">F-3                  F-4</p>							
番号	U-5	名称		番号	U-6	名称	



様式第2号

白杵市のキャラクター等使用許可書

許可番号 号  
年 月 日

(申請者)

様

白杵市長 西岡 隆

年 月 日付けで申請のありました白杵市のキャラクター等使用について、許可します。

なお、利用に当たっては下記の点に留意してください。

記

- ① キャラクター等は許可を受けた物件のデザインとして利用すること。
- ② 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ③ 使用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、白杵市は一切の責任を負わない。
- ④ 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにすること。
- ⑤ 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、使用者に対し是正を求めるための警告を行う。
- ⑥ 使用者が、上記の警告に応じない場合は、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合がある。許可が取り消されたときは、許可の取り消された日から使用することはできない。また、取り消しにより使用者に生じた損害について、白杵市は一切の責任を負わない。
- ⑦ キャラクター等の適切な利用を図るため、利用の状況、利用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがある。
- ⑧ 使用規程は、必要に応じて変更することがある。

様式第3号

白杵市のキャラクター等使用不許諾通知書

年 月 日

(申請者)

様

白杵市長 西岡 隆

年 月 日付けで申請のありました白杵市のキャラクター等使用について、  
下記の事由により不許諾とします。

《不許諾事由》

様式第4号

臼杵市のキャラクター等使用に関する変更申請書

年 月 日

臼杵市長 様

郵便番号  
住 所  
商号又は名称  
代表者職  
代表者氏名

臼杵市のキャラクター等の使用について、変更したいので、下記のとおり申請します。

記

番 号	名 称		
申請時の内容 ※申請した商品の内容を 記入下さい。	変更内容 ※変更する内容を 記入下さい。		
変更する商品 (該当するものに○を つけて下さい。)	1. 文具類	2. かばん類	3. 衣類
	4. おもちゃ類	5. その他 ( )	
連 絡 先	担当者名： 電話番号： E-mail：		FAX：

添付書類

- (1) 変更する商品の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）

様式第5号

白杵市のキャラクター等使用許可の取消通知書

年 月 日

(申請者)

様

白杵市長 西岡 隆

年 月 日付け白観第  
用許可について、下記の事由により、

号で許可しました白杵市のキャラクター等使  
年 月 日付けで取消します。

《取消事由》